

Q ネットに自分の店への中傷。対処法は？

飲食店を営んでいます。先日、インターネットの掲示板を見ていたら、店について「腐った食材を使っている」などという全く事実に反することが書き込まれていました。どのように対応すればよいのでしょうか。

法律 相談室

インターネットの掲示板に書き込まれる意見は、基本的には表現の自由として保護を受けますが、中には単なる誹謗中傷のような書き込みも見受けられます。そういった書き込みの発信者に対しては、不法行為の損害賠償請求や書き込みの削除を求めることが可能です。匿名の発信者を突き止

めるとは、通称「プロバイダ責任制限法」に基づく情報開示制度が利用可能です。手順としては、まず掲示板の管理者である「コンテンツプロバイダー」から発信者に関する情報（IPアドレスなど）の開示を受け、その情報を元に、発信者がインターネットの接

続契約をしている「経由プロバイダー」を調べ、このプロバイダーから発信者に関する情報（氏名や住所など）の開示を受けることになります。実際に各プロバイダーから開示を受けるためには、①自己の権利を侵害されている②権利侵害が明らかである③開示を受ける正当な理由がある——などの要件を満たさなければなりません。

また、発信者が判明しなかったり、削除請求に応じなかつたりした場合には、管理者であるコンテンツプロバイダーに対して削除請求することも考えられます。プロバイダーが任意で対応してくれればいいのですが、管理者に削除義務が認められるのは、加害行為が悪質で被害が甚大である

ことが明白であるなど、一定の場合に限られると解されています。悪質な書き込みは店の売り上げにも直結しますし、決して泣き寝入りする必要はありません。前述のような対応を取るほか、お近くの弁護士に相談してみてください。

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。

プロバイダーに開示請求を

理由がある——などの要件を満たさなければなりません。

悪質な書き込みは店の売り上げにも直結しますし、決して泣き寝入りする必要はありません。前述のような対応を取るほか、お近くの弁護士に相談してみてください。

悪質な書き込みは店の売り上げにも直結しますし、決して泣き寝入りする必要はありません。前述のような対応を取るほか、お近くの弁護士に相談してみてください。

悪質な書き込みは店の売り上げにも直結しますし、決して泣き寝入りする必要はありません。前述のような対応を取るほか、お近くの弁護士に相談してみてください。

悪質な書き込みは店の売り上げにも直結しますし、決して泣き寝入りする必要はありません。前述のような対応を取るほか、お近くの弁護士に相談してみてください。

悪質な書き込みは店の売り上げにも直結しますし、決して泣き寝入りする必要はありません。前述のような対応を取るほか、お近くの弁護士に相談してみてください。

県弁護士会
「ちーべん」
キャラクター



県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。